

議案第3号

みやき町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2年 3月 6日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、みやき町監査委員に関する条例の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

みやき町監査委員に関する条例（平成17年みやき町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

みやき町監査委員に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は同法第199条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第4条 法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は同法第199条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>